

國第二十六回 參議院内閣委員會會議錄第八号

昭和三十二年三月二十一日(火曜日)午後  
一時四十二分開会

卷之三

理事

上廻正吉君  
大谷藤之助君  
秋山長造君

委員

荒木正三郎君  
伊藤顕道君  
田畑金光君

日燃  
永岡  
光治君  
八木  
幸吉君

國務大臣

政府委員  
内閣總理大臣  
官房審議室長  
賀屋 正雄君

行政管理  
政務次官  
楠美省吾君

行政管理厅  
管理部長 岡部 史郎君  
労動政務次官 伊能 芳雄君

勞動省職業安定局長 江下孝君

常任委員  
事會

田の会議に付した案件

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○雇用審議会設置法案(内閣提出)

併らもの三百十二人、国立大学の学年進行及び附置研究所整備等に併らもの三百六十人、特許審査審判事務の増

昭和三十二年三月十二日 参議院

增加に伴うもの百人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの六百九十六人、電気通信用施設の拡張に伴うもの千三百三十一人等でありまして、おおむね現業的業務の増加に伴う必要やむを得ないものであります。

なお、この改正法律は、四月一日から施行することといたしております。

以上がこの改正法律案の主な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○委員長(亀田福治君) 本案の審議はこの程度にいたします。ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(亀田福治君) 速記を始めて下さる。

○委員長(亀田福治君) 次に、雇用審議会設置法案を議題に供します。政府委員より、本案の逐条説明を願います。

○政府委員(質屋正雄君) それでは、ただいま議題となつております雇用審議会設置法案につきまして、御説明申しあげたいと存じます。簡単な法律案でございますので、前回におきまして御説明いたしました提案理由の説明に、さしてつけ加える事項もございませんが、多少敷衍して御説明申し上げたいと存じます。

第一条は、雇用審議会を設置いたします目的と、どこに置くかという設置の場所を規定いたしたものでございま

して、内閣は大きなございります。その完全な行いまわたつた、従うものゝあるい、数の省います。その完全なが総合的参考の各方面的に、まして、とがきました。行政組織設けよろこびます。行政事務はでござります。今まで例三きまして会の仕事第一の他履用現実の肩頂」が、その基礎

二五三

ますいろいろな国の施策があるわけでございます。それらの施策について、調査審議をしていただこうという趣旨でござります。

会は、政府の、内閣総理大臣を初め関係各省大臣の諸間に応じまして答申をいたす、いわゆる諸問題的な機関でござりますが、諸問がございません場合にも、必要に応じて積極的に審議会の方から内閣総理大臣あるいは関係各大臣に対し意見を述べ、あるいは調査いたしました事項についての報告をすることができる仕組みになつておるような次第でございます。そのことが第二条の第二項に書かれております。

この組織に関する規定でございまして、これは通常のこの種の諮問機関であります各種の審議会の例におおむね従つておるのでございまして、特に御説明する必要はないと思ひます。そこにございますように、第三条は、委員が三十人以内となつておりまして、この選出をどういろいろところからするかといふ点は、学識経験のある者といたしてあります。任期は、二年でございます。それから会長、副会長がそれぞれ一人ずつ置かれまして、その選任方法は、委員の互選によることになつております。それから審議会が第二条に掲げますような所掌事務を調査審議いたします場合に、特に専門的な事柄を調査審議するために、その事項の調査にあさわしい専門的な知識を持たれた方々を特に専門委員とすることでお願いいたしまし

て、調査審議をして、いただくことが予想せられますので、この一般委員と区別いたしまして、専門委員を三十人以内に置くことができるということにいたします。これも、学識経験者の中から、内閣総理大臣が任命するということに相なつております。ただ、この専門委員の方は、一般委員が任期二年であるのに対しまして、特に委嘱せられました専門事項の調査審議が終りましたときには解任されると、いうことになつたのでございます。それから第七条に、幹事は二十人以内を置くと規定いたしておりますが、これは、全部公務員でございまして、関係各行政機関の職員の中から選ぶことにいたしておわります。

また、第八条におきましては、この審議会の審議の方法といたしまして、大きな項目により審議事項を大別いたしまして、それについて部会を設けまして、さらに掘り下げてゆくといふ必要もあらうかと考えまして、必要に応じ、部会を設けることができるよういたしました。どの部会にどの委員が所属するか、あるいは専門委員、幹事が所属するかということは、会長が指名いたしまして、定めることにいたしておりますのでございます。

第九条は、各省が協力体制をとります必要があるので、この規定を置いたわけでございまして、この審議会が所掌事務を遂行いたして参りますために、必要があると認めます場合には、関係各行政機関の長に対し、資料の提出あるいは意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることがあります場合には、ことにいたした次第でござります。

それから第十条に、「庶務は、内閣閣外官房に於て處理する。」といふことに相なつておりますが、これは、この審議会で所掌いたします事項は、關係省いたしましては數省にまたがつておるのでございまして、もちろん労働者はその大きな部分を占めておるわけございままするが、それ以外に、各省の施策にまたがる事項も多數出て参ることが予想せられますので、内閣總理大臣の官房、總理府において處理するのが適当であると認めて、このトロイアに規定をいたしたわけでございます。

第十一條で、その他必要な事項は、政令の規定に委任をいたしております。

いうのは、二月十九日に出ているのですね。ところが、今までは、こういふ資料は全然何も配らんでおいて、きよよこれから質問しようという直前になって、こんなものを手元に配られて、しかも、内容はきわめて不鮮明な印刷で、たくさん数字があげてある。内容をよく見ると、これは、やはりこの法案を審議するについては非常に重要な資料のように思える。ところが、これを今配られて、即席でこの不鮮明な数字を一々確かめて質問するという形では、これは不可能なことだ。われわれは、きよよから質問を始める前に、まして、ここ数日間、いろいろな方の資料を一応集めてみたのです。ところが、そういうわれわれの集めた資料

○秋山長造君　要求しなくとも、この程度の資料はもう少し早目に出してもらわなきゃ、われわれは、何もこの条文だけ審査するんじゃないのだから……。雇用問題そのものについてのやはり研究をすることも大事なんです。だから、こういう資料は、できるだけ一つ、今からでもおそらくいいですから、親切に早目に出していただきたい。

○政府委員(伊能若雄君)　まことに、もつともな御要望でありまして、今後十分注意いたしまして、こちらで適当だと思われる資料をお出しことにいたしますが、なお、委員側で御要求がありましたら、御遠慮なく御要求を願いたいと思います。

て、また、この雇用審議会は、從来新理府にございました失業対策審議会を改組、拡充するものでございますので、總理府設置法の十五条の付属機関として、列挙いたしました表の中で、失業対策審議会を削除いたしまして、雇用審議会をそこへ並べて規定するというふうにいたしております。  
以上、簡単でござりますが、逐條的に御説明いたしました。

いうのは、一月十九日に出ているのですね。ところが、今まででは、こういう資料は全然何も配らんでおいて、きよとこれから質問しようという直前になって、こんなものを手元に配られて、しかも、内容はきわめて不鮮明な印刷で、たくさんの中数字があげてある。それを今配られて、即席でこの不鮮明な内容をよく見ると、これは、やはりこの法案を審議するについては非常に重要な資料のように思える。ところが、これを今配られて、即席でこの不鮮明な数字を一一確かめて質問するということは、これは不可能なことだ。われわれ、きよとから質問を始めるところにして、ここ数日間いろいろな方の資料を一応集めてみたのです。ところが、そういうわれわれの集めた資料の数字なんかと今配られたものとは、多少食い違いがある。だから、これに基にしての質問は、きよとはできません。だから、これは十分検討をさして、ただいて、改めてこの資料について御質問をしたいと思うのですけれども、いずれにしても、今後はもう少し親切なやり方で、質問をやるといふときには、少し早目に前もって配付していただきたい。これをまず質問する前に、当局にお願いしておきます。

○秋山長造君　要求しなくとも、この程度の資料はもう少し早目に出してもらわなきや、われわれは、何もこの条文だけ審査するんじゃないのだから……。雇用問題そのものについてのやはり研究をすることも大事なんですね。だから、こういう資料は、できるだけ一つ、今からでもおそくなさい。だから、親切に早目に出していただきたい。

○政府委員（伊能英雄君）　まことに、ごもっともな御要望でありまして、今後十分注意いたしまして、こちらで適当だと思われる資料はお出しすることにいたしますが、なお、委員側で御要求がありましたら、御遠慮なく御要求を願いたいと思います。

○秋山長造君　この法案によりますと、従来の失業対策審議会を改組して、雇用審議会にかえるんだというふうのようですが、従来あつた失業対策審議会がしばしば答申を出しているのですね。どういう答申を出しているのか、一まとめにして資料をいただきたいと思うのです。

今お尋ねしたいのは、せつからくこういう一応趣旨としては、もつともな審議会が作られておるが、これが非常に苦労をして資料を集め、研究した結果、答申を出しても、答申を出すまでは大いにやっているが、答申を出せば、出した方も出しちゃぱなしになるし、受け取った政府の方も受け取りっぱなしになつておるのだからと思う。今までの失業対策審議会だって、例外じゃない。だったら、と思うのですがね。もし今までのようないやり方がそのまま改まらないでいくとすれば、せつからくこういう完全雇用というような大きな打ち出し

で、新しい審議会を作られても、これは無意味じゃないかという気持がするのですが、そういう点について、当局の方はどう考えておられるのか、これをまずお尋ねしたい。

果、答申に基きまして、政府が逐次実現して参りましたものも、その中には相当あるのでござります。ただ、諸種の事情、ことに財政上の事情から、実現できないおるものもござります。こういふものも、ずいぶん当局として

○秋山長造君 では、お尋ねしますが、従来失業対策審議会から出された答申を、政府の方でどういうよろに、実際の施策の上に盛り込んでこられたのか、この点、もう少し具体的な例をあげて説明していただきたい。

○政府委員(江下孝君) 現在までに、失業対策審議会は、六つの答申と五つの意見書を提出しております。この内容につきましては、追つてお手元に差し上げたいと思います。

そこで、この答申の内容でございま  
すが、非常に、基本的な問題と、技術  
的な問題と、いろいろな答申がなされ  
ております。たとえば、第一号におき  
ましては、これは昭和二十四年に答申  
されましたが、失業対策の基本対策と  
しては、貿易を振興すべきである、見  
返資金による産業等の復興をすべきで  
ある、あるいは公共事業の拡大、失業

対策事業の強化をすべきである。こう

どうも今言われた程度のものは、おそ

うな扱い方では、私はほんとうに――

いという、この内閣の大きな熱意に基

らくこの六回にわたって行われた答申の中のきわめて一部分にすぎぬと思う。まあこれに基いて、労働省の方が大蔵省と予算折衝をされるけれども、なかなか認めてもらえないということのようですねけれども、これは大体、この審議会そのものが、労働省のところ

内閣全体の審議会なんですね。総理府に置かれた——労働省に置かれるのではなくしに、総理府に置かれるといふことと自体が、これは、大蔵省とか労働省とかといふようなことでなしに、もつと

そこで、政務次官にお尋ねしたいのは、これは、今までと變った積極的なやり方をされようといふ気持はわかるけれども、実際にどういふ点を今までう結果になることは火を見るよりも明らかだと思う。

○秋山長造君 完全雇用ということが、場山内閣以来、最重要政策の一つとして取り上げられてきたことは、これは私どももよく承知してきたのですけれども、完全雇用達成の目標のもとに、力強く進めらるべきものであると私は固く信するものでございます。

高い立場でこの失業対策の問題を考えていかなければならぬといふ建前から、その答申が出れば、もうそれは、直接の担当官庁としての労働省に押しつけられてしまつて、そつとして内閣全体の問題といふよりも、一労働者の問題といふことに結果的にはされてしまつた。だから、いつまでたつても、失業問題といふものに対する抜本的な施策というもののがなかなか打ち出せなかつたのだらう、私はそう思う。今度の雇用審議会にしても、やはり前の失業対策審議会と同じような建前で、労働省ではなくして、総理府に置こうと、こういうことになつてゐると思う。しかも、今

のやり方とは改めて、施策面にこれを生かしていくこうという、具体的な見通しを持つておやりになるかということをお尋ねしたい。

○政府委員(伊能芳雄君) 従来の取扱い方から、そういうよくな御不信の念を抱かれることも、まことにやむを得ないことと思うのであります。が、今までの審議会として取り上げました大きな理由は、提案理由でも申し上げましたように、鳩山内閣が経済五ヵ年計画の中での、経済自立と並行して、完全雇用ということをうたつたのであります。さらに石橋内閣におきまして、完全雇用の目標に力強く政策を進めたいということは、国会はもちろん、朝

されども、しかし、今になって、おつしやるような意味で、審議会を設けて研究にかかるといふことならば、結局鳩山さんが掲げてこられた、あるいは石橋さんが五つの誓いの一つに掲げられた、また岸内閣としても大きくうたわれておる——これはただ、うたわれておるのは、完全雇用というスローガンだけであって、スローガンだけが一応きまつて、そうしてその内容は、何にもまだきまつてない。内容は、これから審議会を作つて、そこへ学識経験者を集め研究してもらうのだ。そしてその答申が出た後に、初めて完全雇用というスローガンの内容がきまつてくる。こういう順序になります

までの失業対策審議会といふものは、読んで字のごとく、いわば病気が起つたのに対して、あとからこれをなおそら。今度の雇用審議会といふのは、もう一步踏み出して、病氣にからない前に、一つ予防措置を講じよう。こういう政府としても一つの抱負を持つて、看板を書きかえられたものと思う。そらであるならば、なおさら今までのよ

野に大きく訴えたところであります。これをすぐ受け継ぎました岸内閣が、完全雇用という問題につきましては、今まで考えた以上に、大きな力をここのに入れていたことのことでありますので、従いまして、完全雇用を中心とする諸種の施策を行なっていくに当りますとして、ぜひ学識経験者の御意見をまとめていただき、これを逐次実現した

○政府委員(伊能芳雄君)　この完全雇用の目標のもとに出发しましたことは、雇用審議会の答申を待たなければ、これに向つて施策を進め得ないといふわけではもちろんないのでございまして、今回、三十二年度提案になりました予算をごらんになりまして、完全雇用に向つて、雇用の拡大ともか。

いたことを非常にねらつておるということは、たとえば、公共事業を飛躍的に増したこと、あるいは財政投融費をこれまた非常にふやしておること、あるいはまた、経済拡大のために、経済上の隘路になつておる輸送力あるいは電力、そういうものに非常に力を入れていること、こういうようなことを御理解願いますれば、雇用拡大に向つて一步を進めてきたということを御理解いただけるものと考えるのでございま

○秋山長造君 そういたしますと、政府としては、今度の予算案を通して、一応の完全雇用ということについての具体的な目安をもつて出発はされる。しかし、まあ念には念を入れる意味で、この雇用審議会を別にお作りに

いるもので、完全雇用というものを間接的に実現していきたい。こういうことを理解してよろしくござります。

○秋山長造君 それにしましても、雇用審議会の結論が出てくるのは、これはもう、どんなに早くても、おそらく秋以後になるだろうと思う。下半期になると、もう、もう来年度になる。だから、いずれにしても、三十二年度中の雇用政策といふものは、やはり今、雇用審議会の設置を待つまでもなく、すでに政

府自身の手元においてきまつてなければならぬはずだ、こう思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(伊能芳雄君) ここで、雇用審議会のこの法案が通りまして、すぐ出発いたしましても、この答申はここで、三十二年度はどうかということでおあります。ただし、たまに予算執行といふことにおいて、雇用の拡大が相当期待されるのであります。あるいは今までの計画

計画、これは、あるいは今までの計画になります。初めにできました経済五ヵ年計画といふものは、今日も、そのままでは利用できないような、飛躍的な経済の拡大をしてしまいましたので、今までの景気といふものがますます上昇してきた傾向。そして今後にいく見通しといふものについての改訂された経済五ヵ年計画あるいは何ヵ年計画が、ただいま着々作成中に属するのであります。これが夏くらいになりはしないかと思うのです。そういうことで、この雇用審議会においては、何ヵ年計画が、わざわざ実現していきたい。こういうことを理解してよろしくござります。

○政府委員(伊能芳雄君) お言葉の通りのつもりであります。

○秋山長造君 それにしましても、雇用審議会の結論が出てくるのは、これはもう、どんなに早くても、おそらく秋以後になるだろうと思う。下半期になると、もう、もう来年度になる。だから、いずれにしても、三十二年度中の雇用政策といふものは、やはり今、雇用審議会の設置を待つまでもなく、すでに政

度中でどういう雇用政策について具体策をとられるのかということ、これも、施政演説あるいは大蔵大臣の演説あるいは企画庁長官の演説等によりますと、とにかく完全雇用をやるのだといふことは、大いにうたつておられるのですけれども、どうもそれは、どういふことをやって完全雇用へもっていくには、私ども同様に考えます。そこで、三十二年度はどうかということでおあります。ただし、たまに予算執行といふことにおいて、雇用の拡大が相当期待されるのであります。あるいは今までの計画

計画、これは、あるいは今までの計画になります。初めにできました経済五ヵ年計画といふものは、今日も、そのままでは利用できないような、飛躍的な経済の拡大をしてしまいましたので、今までの景気といふものがますます上昇してきた傾向。そして今後にいく見通しといふものについての改訂された経済五ヵ年計画あるいは何ヵ年計画が、ただいま着々作成中に属するのであります。これが夏くらいになりはしないかと思うのです。そういうことで、この雇用審議会においては、何ヵ年計画が、わざわざ実現していきたい。こういうことを理解してよろしくござります。

○秋山長造君 それにしましても、雇用審議会においては、これはもう、どんなに早くても、おそらく秋以後になるだろうと思う。下半期になると、もう、もう来年度になる。だから、いずれにしても、三十二年度中の雇用政策といふものは、やはり今、雇用審議会の設置を待つまでもなく、すでに政

度中でどういう雇用政策について具体策をとられるのかということ、これも、施政演説あるいは大蔵大臣の演説あるいは企画庁長官の演説等によりますと、とにかく完全雇用をやるのだといふことは、大いにうたつておられるのですけれども、どうもそれは、どういふことをやって完全雇用へもっていくには、私ども同様に考えます。そこで、三十二年度はどうかということでおあります。ただし、たまに予算執行といふことにおいて、雇用の拡大が相当期待されるのであります。あるいは今までの計画

計画、これは、あるいは今までの計画になります。初めにできました経済五ヵ年計画といふものは、今日も、そのままでは利用できないような、飛躍的な経済の拡大をしてしまいましたので、今までの景気といふものがますます上昇してきた傾向。そして今後にいく見通しといふものについての改訂された経済五ヵ年計画あるいは何ヵ年計画が、ただいま着々作成中に属するのであります。これが夏くらいになりはしないかと思うのです。そういうことで、この雇用審議会においては、何ヵ年計画が、わざわざ実現していきたい。こういうことを理解してよろしくござります。

○秋山長造君 それにしましても、雇用審議会においては、これはもう、どんなに早くても、おそらく秋以後になるだろうと思う。下半期になると、もう、もう来年度になる。だから、いずれにしても、三十二年度中の雇用政策といふものは、やはり今、雇用審議会の設置を待つまでもなく、すでに政

度中でどういう雇用政策について具体策をとられるのかということ、これも、施政演説あるいは大蔵大臣の演説あるいは企画庁長官の演説等によりますと、とにかく完全雇用をやるのだといふことは、大いにうたつておられるのですけれども、どうもそれは、どういふことをやって完全雇用へもっていくには、私ども同様に考えます。そこで、三十二年度はどうかということでおあります。ただし、たまに予算執行といふことにおいて、雇用の拡大が相当期待されるのであります。あるいは今までの計画

者が、わずかずつではありますけれども、減ってきた傾向、こういうことがあります。雇用が増大してきておるという事実は、はつきり現われておると思うのであります。

ますので、これは、そのうちのまた大に入つたか、中に入つたかといふ点は、今手元に持ちませんが、大企業方面の新規雇用は、臨時雇用という形態が非常に多い。そこで、この点について、前回の失業対策審議会で、こういふ不完全な雇用形態は思わしくないのを書かれております。今、政務次官が申し上げましたように、この大企業の立場から言いますと、この景気がどこまでも続くか、あるいはオートメーションといふものの将来予想しておるということからいたしまして、政府としても、この点を勧奨いたしますにつきましても、相当苦しい事情はございませんが、しかし、方向としては、仰せのことごとく、大企業への常用化ということを今後私ども進めていくための何らかの対策を考えていかなくてはならぬというふうに考えております。

これは初めから問題にならぬですよ。だから、そういう点は、次官や局長といふ問題を解決し、特に臨時工と常雇といふ問題を解決していこうとするならば、これは、政府自身がやはり政府自身の使用者をもまます。そういうふうに扱つて、範示して、そうしてしかる後には、一般民間企業に対して右へならえしろということをいかなければ、これは、初めから問題にならぬと思う。それから政府の方で、相当雇用が増大して、そうして失業者が少くなるであろうという目安を立てておられるとおしゃりながら、やはり今年見込んでおられる完全失業者というものは、去年見込んでおられた完全失業者と同じなんですね。六十万人。これはどういうわけなんですか。去年に比べて、一千億も予算規模が拡大して、そうして投融資等も相当ふえておる。そして一そう景気に輪をかけてやつていかれるということなら、当然これは、失業者、完全失業者が減つてしかるべきだと思うのですけれども、前年通りだとうのははどういうわけですか。

めどで、六十万という数字を出しておるわけでございますが、去年、実はこの通り、本年度の完全失業者は六十五万であるうといたす予定でございましたが、今の見込みでは、本年度は六十万ということに大体おさまりそうな見込みでございます。そういう点がございましたことを御了承願いたいと思います。

○秋山長造君 そうすると、生産年令人口が相当ふえるということを見込んで、六十万という数字を割り出されたということですが、一方では、やはり失業対策事業の対象人員は、一割近く減らされていますね。それから、さつきも次官が繰り返しおつしやつておつたが、失業保険の対象人員もだいぶん減つておる。そこに、私ども納得のできかねるものがあるのですがね。それがどうしてこういうことになつたのか、その事情を一つ、よくわかるようになっていただきたい。

○政府委員(江下幸君) わかるようになります。説明できないかもしませんが、できるだけ、私の承知しておる範囲で申し上げたいと思います。実は、この完全失業者の数字といいますのは、御承知のように、内閣の労働力調査という抽出調査によるものでございます。一人一人失業者をつかまえまして、それが合計して完全失業者の数になつておるわけではございません。一万有余の世帯を抽出いたしまして、毎月、その人たちのうちで何名が完全な失業者であるかという数字から、これを全国民数に引き伸ばして計算をしておるのが、これが完全失業者であります。しかも、この完全失業者の定義と申しますの

は、その調査月の一定の週間におきましても、就職したいといふ活動をしておる。こういうのが完全失業者の定義でござります。従つて、非常にこの完全失業者の定義は、厳格な意味のものになつてゐるわけでござります。それから、お話を失業対策事業関係の対象でござりますが、これも御承知と思いますが、公共職業安定所の窓口に出て参りまして、どうしても仕事がないし、食えないと、いうことのために、政府の行う失業対策事業に吸収してもらいたいといふ人の数が、この失業対策事業の対象になるわけでござります。従つて、完全失業者でありますけれども、違つておる者は、安定所の窓口には出てこない場合もござりますし、その点は、おのずから実際の内容は、ダブる面が相当ござりますけれども、違つておる面も相当あるわけでござります。そこで、失業対策事業の予算を来年度少し減らしたといた点でございますが、実は、今年の予算は、昨年の予算に比べまして、相当増加をいたして、これに對処いたしておりましたところが、予想以上に民間の、就労が伸びまして、そのため、実は来年度予算におきましては、本年度の大体実際実行程度の予算を組む。こういうことで考えておられます。すなわち登録した安定所の日雇いの失業者というものは横ばいでありまするという前提からいたしまして、本年度実際に予算を使いました分と大体見合うものを来年年に計上する。そのため、若干減つておりますけれども、この点は、私どもの見通しから、かように措置した次第でござります。

○秋山長造君 今の局長の御説明、私ども十分納得ができないのですが、今までの失業者の実情ということを頭において考えた場合に、どうも、本年度幾ら景気がいいからといって、年度において、今までよりも一割も二割も対象人員を減らして、それでやつていけるということは、どうしても私は思えないのですよ。日雇い労働者なんかにしても、景気がいいということならば、当然こういうところがますます減らなければならぬと思うのですが、これは減らぬどころではない。ますますふえる傾向じゃないですか。

それから、先ほどちょっと申し落しましたが、民間の事業が伸びていくことをいうことのほかに、政務次官からも由り上げましたように、公共事業におきまして二百二十五億、財政投融資関係で六百七十億の増加、こういうことにいたしております。御承知の通り、生業対策事業の労務者は、公共事業の就労が相当な割合を占めておる。従つて、この辺のワクの拡大によりまして、さらに吸収増が期待もできますし、かたがた私たちもいたしましては、あの予算で何とか来年度はやっていけるというふうな見通しを立てておるわけでござります。

く何かの仕事をやつてゐるという意味で、やつてゐる限りのものを、すべてを全部、完全雇用だというワクに入れてしまわるなら、それはおつしやるるような見解も成り立つけれども、私は、完全雇用と政府がおつしやっている意味は、これはそういうもののじゃない、実質的な完全雇用……ただ仕事についた、就業したというところだけでつかまえるのじやなしに、その就業した上で、その就業状態といふものも、ある程度のレベルといふものが保障されてゐる、確保されておるといふ状態において、初めて完全雇用ということを言つておられるのだと思うのです。ところが、その面から、就業状態といふスローガンのものとに、どういうふうに扱つていて、これはきわめて、不完全就業者が圧倒的に多いのじやないか。こういふものを、完全雇用政策といふスローガンのものとに、どういうふうに扱つていて、かかるのかということを私は知りたいのです。

使用者、すなはち賃金労働者が、全体の就業者の中の四割でございます。イギリスやアメリカは、八割から九割を占めておる。さらに農業関係労働者の割合が非常に高いわけでござりますが、こりらのような、非常に後進的な、複雑な雇用構造を持つております日本の雇用を一挙に完全雇用にもつて、このことは、これは至難のこととござりますが、そこに目標を置いて、私もどもとしては、この雇用審議会におきまして、雇用構造というものをとり下げて検討する。さらに、日本における完全雇用のあるべき姿といふものも、この審議会においてさらに深く検討していく必要がある。そのためにには、単に経済規模の拡大というよりは、この審議会においてさることだけではなくして、あるいは文教政策、あるいは社会保障政策その他いろいろな国の政策とあわせて、この問題を処理する。こういう大体考え方で行きたいと思っておるのでござります。

じやないか。ただ、景気をよくすれば完全雇用になるのだが、失業者は減るのだということは、歐米の、イギリスやアメリカで言うのなら、それはそれでいいと思う。アメリカやイギリスのように、大企業と零細企業との格差が非常に少くて、しかも、雇用率というものが非常に高いといふようなところなら、それは、ちょっと経済規模を拡大すれば、景気をおおれば、それだけこの雇用問題の解決に大きく寄与できる。日本の場合は、そういうことでは手の届かない層が非常に多いのです。広いのです。そういう層を政府の完全雇用政策によって具体的にどう救いかしていくのか、どう改善していくのか、こういうことがまあわれわれ一番聞きたいポイントなんです。ところが、この点は、遺憾ながら、衆議院の予算委員会等で、いろいろな人がお尋ねしたけれども、なかなか具体的な政府の答弁と、いうものが得られないまま終つてしまつておる。ただ、とにかく経済積極財政をやって、経済規模を拡大すれば、これは完全雇用になるのだというような、きわめて抽象的な御答弁しかいただけておらない。そこで、せめてこの雇用審議会というようなものを審議するこの機会にでも、政府のこの点についてのもう少しはつきりしたお考えというものをお聞いておきたく、こういう気持なんです。次官に改めてお尋ねしますが、政府の完全雇用という政策の内容、特に今、私がお尋ねしておるような点について、少し具

○政府委員(伊能芳雄君) ごもつとも御要求だと思いますが、とにかく初めに完全雇用ということを言い出したのは、完全雇用そのものについて、歐米先進国の完全雇用という言葉の中にあります。完全失業者をできるだけ少くすればいいのだというような考え方ではなかつたかと思うのですが、その後、完全雇用といふものは、もつと掘り下げて考へるようになりますと、日本的事情が、安定局長からも申し上げましたように、日本の雇用状態といふものが、歐米先進国のよくな雇用条件、雇用状態ではないのだ、四千二百萬以上、三百万にもなるうといふ労働力人口のうちで、一千六百何十万といふものが雇用者で、その他のものはみんな自家営業といふようなものである。その自家営業といふものは中小企業であり、あるいは農業であつて、個々が完全失業者とも言ひべき、いわゆる潜在失業者を多分に包含しておる。同時に、年々生産年令人口は百万以上もふえる。このうちで、働きたい人は、完全失業者といふのが第一、また、潜在失業者といふのが、いろいろな調査がござりますが、とにかく相当多数ある。これが第二の対象になり、第三の対象は年々増加する労働力人口、この三つの種類のものを、この非

常に複雑な構成の失業者を、失業者と  
言いましょうか、職を与えないければな  
らない人をどういうふうにして雇用の  
拡大によって、同時にまたお言葉の中  
にありましたような、ただ幾らでもい  
いから、時間も少くてもいいし、賃金  
も少くてもいいから、何か仕事をさせあ  
ればいいのだというような生活保護に  
類するような考え方でなくして、雇用の内  
容も向上させ、安定もさせたいといふ  
のでありますから、非常に望み多くし  
て研究はその点についてはまだ十分で  
ない、正直なところ申し上げられ  
るのでありますから、その点から申しま  
して、今までの完全雇用といふ目的  
が、完全失業者を少くするといふよう  
な考え方から、そうした複雑な内容を  
持つ雇用問題に入つてきましたの  
で、そこで雇用審議会といふような、  
日本特有な雇用状態を十分御検討願つ  
て新らしい施策を持ちたい。これが今回  
雇用審議会法案を提案した理由なん  
でありますと、その意味におきまして  
は政府は非常に無策ではないかといふ  
お叱りを受けるかもしれません、事  
実だんだんここまで考え方が進んでき  
たので、その点で一つ今後の問題とし  
て雇用審議会に期待をかけ、私どもも  
さらに新しい研究を進めていかなければ  
ばならない。その研究は歐米先進国の  
有名な学者の書いた本を読んだってこ  
れはだめなんで、どうしてもこれは日  
本特有な雇用状態を前提とする雇用問  
題といふことを掘り下げなければなら  
ない。こういう段階にあると思うので  
あります。

スローガンだけはきまつたけれども、その内容を裏付けていくのは、やっぱりこれから雇用審議会において、十分日本の特殊性ということに即して研究をされてのちに出てくるものだ、といふように言つてもこれは間違いじやないと思う。まあそういうことならば、完全雇用というスローガンはきまつたけれども、内容は実はまだできていない。これから衆知を集めめて十分研究してもらうのだということをはつきりやつぱり言われたらいいと思うのですよ。これは何も政府だけの責任じゃないのですからね。いやしくも与党といわば、野党といわば、これはおよそ政治をやる限りの者の共同責任ですからね。だからわれわれも政府ばかりの責任だと言って、政府ばかり責めるつもりもないし、とにかくこれだけむずかしい問題で、実はわれわれも内容については自信がない。まあこれから衆知を集めて研究するのだから、野党も協力してもらいたいと、これはもうはつきり言つてもらつた方がよっぽどいいと思うのです。それをとにかく完全雇用、完全雇用といってやいのかいの言ふものですからね。どういう内容を持つた完全雇用かということをわれわれとしてもこれは追及せざるを得ないのですね。ただまあそりいう意味でりっぱな審議会を作られることをわれわれはほんとうに期待したい。

○委員長(鳴田得治君) 速記を起し  
て。  
○田畠金光君 じゃ簡単に一、三質問申し上げたいと思いますが、政務次官に一つ。今までの質疑応答で大体出てきましたが、今回できる雇用審議会といふものは、内閣がかわったので、從来の失業対策審議会といふものが名前を変えて、衣がえをして提案されただと私は見るわけなんです。それは内閣官房に置くとか、あるいは委員の数をとくに専門委員の数をふやすとか等々ありますけれども、從来見ておりますと、内閣がかわれば必ず前内閣のもとに置かれたこの種の委員会、審議会というものが衣がえをして新しく登場していくわけなんです。その実は内容において別段大きく変つたものもないわけなんですが、にもかかわらず内閣がかかると新しい審議会が名前を変えて出てくる。私は今回の場合も、雇用審議会といふのは大体そういうふうなものじゃないだろうかと、こういう工合に見ているわけです。特にこの内閣が一千億減税施策、完全雇用と国民生の安定、この完全雇用というスローガンを形の上でマッチさせていこうといふ意図のもとに、雇用審議会といふものが設置されたものだと、こう見るほかないのですね。  
先ほど來の御説明を承わっておまりましても、別段新しくこういう具体的な背景のもとに、あるいは計画のもとにあるいは経済六力年計画の上に立つて、お尋ねを続行したいと思います。  
○委員長(鳴田得治君) ちょっと速記をとめて。

て、今後の福用の推移をこのように見通している、あるいは国民所得の推移がこうである、経済の伸びがこうである等々との関連において、この問題がまあ科学的に、合理的な見地の上に立つて取り上げられたのではないよりお見受けするのですが、その実態どうなんですか。

答申し上げましたことあります  
が、必ずしもこの失業対策審議会を内閣がかわったから看板をかえて、何かいかにも新しいような感じを与えたために、看板を塗りかえたんだということは少し錯ではないかと考えるのであります。失業対策審議会は昭和二十四年に多分発足をした審議会でありますて、局長から御答弁申し上げましたよう後にその後六回にわたっての答申、あるいはその他の参考の資料を政府に出しておられるのでありますて、相当功績をあげて参つたのでありますが、場山内閣が完全雇用というのを表にはあまり出さなかつたのでありますて、経済自立六カ年計画といふ中に、経済の自立と完全雇用と並行して合せて実行したい、ということをうたつたのでありますて、その時分に考えてきた完全雇用は、先ほど申しましたように完全失業者を、当時六十万であるとか七十万であるとかといふ数字がありましたが、六カ年の間に労働力人口を吸収しながら、それを四十五万くらいに最後の年度にはする、多分三十五年に四十万くらいにするといふような目標で、例の経済六カ年計画を作つたのであります。その後完全雇用といふものを、ますます国の実情に合うようなもののか考えてみますときに、完全雇用と

いうものが、これはなかなか日本の国ではほかの国に見ないような人口増加を目的とする国であり、先ほど秋山委員にお答えしましたよつた失業者といふのが、不完全失業者あるいは潜在失業者を入れますと、非常に複雑な要素をもつた失業者になりますが、これは完全雇用とうまくしてからなければならぬがともかくも完全雇用ということは、福井国際会議を作る以上は絶対に必要な要件であるから、この目標に力強く進まなければならぬということで、こういう大きな政策を打ち出したのでありますから、それに応じるために、具体的にどうしたらよいのかということにならなければなりませんが、これも先ほど申し上げましたように、アメリカやイギリスのこうした雇用関係の学者の書いている本を直訳して見ても、日本の国情に合わないので、なかなか研究も容易でないから、雇用審議会を作つて、じっくり御研究を願い、また関係当局の方でも一緒に勉強して、そつとして完全雇用といふ大政策を福井国家にふさわしい実行に移したいというのが、今回雇用審議会法案を提案した理由でありまして、ただ自首を変えるために看板を塗りかえたという点ではなく、相当内容においては拘負を持つておる、また期待を持っておる審議会である、かくいうに考えておるわけであります。

いはアメリカやイギリス等々の例から見えた場合に、これは日本の非常な特色であり、しかもこの全就業者数の中に占める農林漁業者の数といふものは、戦前の比率よりも戦後かえってその比率がふえておるという、この産業構造の特殊性を指摘されておることと思ふ。うちものは、何も鳩山内閣から岸内閣にかわったから、突然そういう問題が表面化されたのではない、それはもう失業の問題と本質的につながつておる問題なんです。今まで失業対策審議会とがあって、そりとしてそこで失業、雇用問題と取り組んできたとするならば、それはもう当然そのときから取り組んでおる問題であつて、何も雇用審議会といふ名前に變つたから、事新しくこの問題が表面化したといふわけではないのです。特に私は考えていただきたいことは、そういう構造上の問題といふものは、日本の失業、雇用問題を論議するときの大前提であつて、今、石橋内閣から岸内閣にかわって、福祉国家の完成だ、あるいは社会保障の充実だなんと言つて、突然出てきた問題ではないのです。これは少しく掘り下げて考えればおわかりになると思うのですが、そういうことを見たとき本質はちつとも變つていない。ただ掲げた看板が変つたから、そりとして掲げた看板の中には福祉国家という名前を表面に打ち出したものだから、結局從来この問題と取り組んできた失業対策審議会も、この際は雇用審議会、こういふ名前で衣がえした方が、福祉国家といふ名前に積極化したと同じように、形式的に何かしら積極化されたような印象を国民に植えつけるのじやないか、こ

ういう程度だとこう思うのですが、開会の委員になる人の考え方に入らしまして、も、失業対策というと、いかにも出でてきた失業者をどういうことで就業させるか、その間どういうふうに取り扱つたらいいかというような、やはり消極的な局限された感じをいだくのであります。が、雇用審議会ということでここに掲げました四つの項目、四つの項目と申しましても三項目、こういうふうにしますと、もう少し広い、積極的な分野に入つて御審議を願える。もつと分野が広げられる。こういうふうに考えるのでありますと、委員になられる人自身の気持もよほど違うでありますから、人選に当たりましては多少今ままでと変わつた方面に人を求めるわけにならない。こういうふうにも考えておる次第であります。

ら選ばれ、学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が三十名以内を任命されてきたわけなんです。今度また同様に雇用審議会の委員でも三十名以内で、学識経験のある者のうちから同じく内閣総理大臣が任命される。その面においては同一なんですが、どういう角度で今度この審議会の委員を任命されようとする御方針であるのか、この点一つ政務次官から構想を承わっておきたいと思います。

○政府委員(伊能芳雄君) 一応失業対策審議会の委員の人選、その他今までの失業対策委員の構成について申し上げて、そのあとで申し上げたいと思います。

○政府委員(賀屋正雄君) 現在の失業対策審議会の委員の構成を申し上げますと、総数三十名でございますが、そのうち産業界から十一名、金融界から四名、労働界から五名、学者、大学の教授等でございますが、十名、こういう構成になっております。

○田畠金光君 これ一つ次の委員会にどういら人方なのか、ちょっと名前を聞かせていただきたいと思うのですが。

○政府委員(賀屋正雄君) 資料としてお配りいたします。

○田畠金光君 そうすると、今度は視野の広い、もう少し全般を見通しのきくような人方を委員にお選びなさるようありますが、産業界、金融界、労働界、学者から今の失業対策審議会の委員の構成はなっているわけですが、今度の雇用審議会の委員の構成についてはもつと広い立場からいろいろなことにならなくてはいけませんと、これはどういうことになるわけでしょうか。政務次官



に、日本の特殊な雇用構造、潜在失業者といふようなものが相当ありますために、やはり景気の変動に伴つて必ずしも失業者といふものがすなわち現われない、あるいは予期した以上に現われるという場合もあるわけでござります。そこで大体私どもの考え方としましては、そなうはいうものの、大きく経済の変動によつてこれが増減するということは私どもも認めておるわけでござります。そこで最近の傾向からいたしまして、以上申し上げた点を考えまして、大体登録労働者につきましては、本年度と同じ程度で推移するのではないかどうか。ただ失対事業はなるほど今年度の実績程度になりましけれども、公共事業あるいは財政投融資といふことで相当大幅な雇用の増加は見込まれておりますので、かたがたこれで間に合うのではないか、こう実は考へておる次第でございます。

推移を見なければ、今言つたような結果が、雇用の問題に対してどういふる諸条件が、雇用の問題に対してもいろいろな結果をもたらしたかということですが、予測の限りではありませんけれども、局長の方では今言つたような経済のいろんな動き、財政の今回の投融資、公共事業の膨張、こういうようないふものから、たとえば過去三年なら三年は、二十九年から三十年、三十一年は一兆円予算がとられていました。この過去三年間の公共事業あるいは財政投融资の動きから判断して、ことしの予算上の今言つたような膨張からして、この雇用面においてはどの程度新規の労働力人口等を吸収できる。こういうような点について検討をなされておられるかどうか。もし検討なされおられるならば、そういうような数字の動きといふものについて見通しを聞かしていただきたいと思うわけです。

○政府委員(江下泰君) これは先生御承知の通り、経済企画庁で一応推算をしておるわけでございます。私ども企画庁から大体お話を聞いて、そういうことではないかということで承知しておる数字を申し上げるほかないと思ひます。それによりますと、生産年令人口に対する要就業者の率でござります、労働率でございますが、これが大体本年度六八・四%の見込みでござりますが、来年度も六八・四%程度の労働率を見込みますと、大体生産年令人口の増加に伴いまして、八十九万人は一応全部何らかの仕事に吸収できる、こういう考え方でござります。従つて従来の完全失業者の六十八九万人は、来年度もそのまま六十万という

○田畠光君 今の経済企画庁の見通しから申しましても、完全失業者といふものは動いていないのですね。停滞しておるわけなんです。完全失業者が停滞をしておるということ、この点について、結局は労働力人口がある程度吸収されたとしても、前年よりはある程度多く吸収されたとしても、完全失業者といふものそのものは何ら減っていない、減らないのだ。この問題が私は非常に大事なことだと、こう考えるわけなんです。完全雇用を達成するといふことになつてきますと、それは先ほどの労働次官のお話のように、単に完全失業者だけではなくて不完全失業者も含むのだ、あるいは年々ふえていく新しい労働力人口等も含むのだ。これはまあ当然そうでありましょうけれども、とにかく今最下層にある完全失業者といふものがだんだん減っていくといふところに、完全雇用のねらいがあるわけだろうと、こう考えるわけですが、この点について、今の経済の伸びというか、あるいは国民所得の伸びからいふと、完全雇用が達成されるのは十年あるいは十二年もあるのだ、こういふようなことを予算委員会等で答弁をしておるわけなんです。この十年や十二年で完全雇用が達成されるのか。完全失業者、不完全失業者、あるいは毎年ふえていく、といつてもここにあることは申すまでもないと思ひます。

五年前後でありますようが、それ以後はむしろ減っていくのだ、こういふことになつていきましたが、これはどういふことを意味しておるのか。一つは労働次官から、政府の見解というものをもう少しわかりやすく御説明願えればありがたいと思うのです。

○政府委員(伊能芳矩君) 経済自立五ヵ年計画、これは改訂しなければならないことは、先ほど秋山委員にお答えしました通りであります。今までの経済自立五ヵ年計画をさらに進行度を早める方に改訂されるのでありますから、あの五ヵ年計画よりも早く進行する、経済の拡大及び、従つて雇用の拡大が早く進行するということを考えられるのであります。ただ、今三十二年、三年ごろは労働力人口、生産年令人口の増加のピークになつておるのであります。人口にして百三十万あるいは百二十万というような数字なんですが、これがこの二、三年過ぎますと、ずっと下つて参ります。従つて、労働力人口の増という面がよほど負担が楽になつてきままでの、経済五ヵ年計画によりましても、三十五年には完全失業者が四十五万という目標であります。これが少し早められるといふうに考えられるのであります。つまりだんだん雇用が拡大されてきたけれども、局長からお答えしましたように、三十二年一度には八十九万という労働力人口があるのであります。三十三年、四年ごろになりますと、この負担が非常に軽くなつて参ります。これは人口増の過去の統計でありますから、はつきり数字に表われているので、これをごらんになればおわかりになると思ひます。その負担が楽になりますので、完全失業者、

あるいは不完全失業者をその方面に相当吸収でくる、こういふうに考えてゐる所以あります。同時に、完全雇用という考え方がありますが、完全雇用という考え方は、極端にいえば求人と求職が同じ数になるといふのが一番常識的に考えられるのでありますが、そこには当然摩擦的な失業者といふものは考えなければならない。かように考えて、経済の拡大、そしして雇用の増大、労働力人口の増加の度合いが減つてくること、こういうことをいろいろ考え合せましたときに、完全雇用に向つて何年たつたら、そして完全雇用といふものは完全失業者を雇用労働者に対してもバーセントくらい見るのが適当であるか、こういうようなことを考えて、十分かりはしないか、あるいは十年年かかりはしないかといふような一応想定をしているので、そういうような問題も、雇用審議会の御審議に大きな期待をかけています。

ことを考えた場合に、完全失業者といふようなものが、昭和三十一年度も昭和三十二年度も同じ線で停滞をしなくならぬ、ここに問題が残されていはせぬかと、こう思ふのです。その問題の解決を、今政府で考えておられる新しい経済計画では、どういうようにこれをなくし、これを吸収していくという見通しであるのか。それはお話をのように、完全雇用といつても、いかなる国であっても、摩擦的な意味の失業者というものはあるのであって、これは当然のことだと思うのですが、摩擦的な失業者といふのは別にいたしまして、今後の日本の経済の伸びと、あるいは自民党内閣の考えておられる経済計画と、失業者の問題といふものは、どういう形で、どういうカーブを描きながらなくていいこうとする計画であるのか。先ほど申し上げたように、昨日も経済企画庁長官は十年、十二年かかるというのです、完全失業者をなくしていくには、もちろんなくするといつても、摩擦的な失業者まで考えているわけではないと思いますが、十年や十二年でどういう工合にしてなくなっていくのか、その点をもう少し私は明確に教えていただきたい、こう思ふのです。

○政府委員(江下孝君) これは私も企画庁の計画として聞いているところでございますが、日本には潜在失業者がたくさんいる。従つて、完全雇用の問題だけを対象にしての雇用計画は意味をなさない。そこで完全失業もできるだけ減らしていくという方針が一つと、それから潜在失業者をなくす、そのためには年々どの程度の正常雇用が新規必要であるかといふ計画を考えたわけあります。その場合の基礎としましては、潜在失業者は数百万あるとい

われておりますが、その潜在失業者のうち、正常雇用に動ける人、たとえば農村あたりにおられる家族従業者といふのは、潜在失業者のよろんなにおいも強い人も多いのですけれども、しかし一面においてはやはり人がいないと農業が成り立たないということから動けない、そういう人たちは動けないということで、転業可能なつまり動ける潜在失業者を一応約二百万と推定して、そこでこの二百万を将来正常雇用に向けていくのが一つと、それからもう一つは毎年ふえます百萬以上の新規の学校卒業者、追加労働力これをまたどうして吸収していくかということでござります。その両者の数字をまず計算いたしまして、これに見合ひ経済規模の拡大なりあるいは消費水準の増加は、どの程度の将来経済規模の拡大をやれば可能かということで出したのが、私は十年程度といふうに聞いております。従つてその十年という場合には年々の経済成長率は非常に高く見込まなければいけない。今ちょっと人口といたしまして、これが見合ひ経済規模によりますと、昭和四十年から人口は逐年減つて参ると、こうなつておられます。それから生産年令人口も昭和三十六年から三十九年がピークでございまして、四十年以降若干ではございませんが減つていく、こういうことに相なっております。

○政府委員(江下孝君) 私どものこの資料によりますと、昭和四十年から人口は逐年減つて参ると、こうなつておられます。それから生産年令人口も昭和三十六年から三十九年がピークでございまして、四十年以降若干ではございませんが減つていく、こういうことに相なっております。

○秋山長造君 もう一度お尋ねしますが、人口増は四十年ごろがピークですか。

○政府委員(江下孝君) 人口の増加は三十年から三十九年までが百万以上ずつ増加する、そうほかの年は百万以下でございます。四十年以降は人口も低下して参る。それに伴いまして生産年令人口も三十六年から三十九年までが百六、七十万人ずつ毎年ふえて参る。四十年になりますと百二十六万程度の増になつて落ちてくる、かようにますんでね、たしかどこかで読んだ記憶あります、資料を一つ御提出願うことでおきまして、この経済企画庁の出しだしておられる資料、それは向うからもらえておけばいいんですが、向うはあると思いま

○竹下豊次君 先ほどから田畠委員の御意見をまじえての御質問がございましたのですが、現在失業対策委員会としたのですが、現在失業対策委員会といたしましたが、その名前を変えるにとまるだけのことじゃないかといふ

○秋山長造君 一点だけお尋ねします

が、今の田畠君に対する次官の御答弁

で、わが国の人口増はここ二、三年がピークであると、で、それ以後だんだん減りますから、生産年令人口の負担

といふものも減つてくるんだといふ





別表第二を次のように改める。

別表第二 目 術 官 標 給 表

**備考** 離特、海將又は空將で、甲の職に掲げる俸給日額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、總理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸を受けるに至つた時から長期間超過したときは、その最高の号俸をこえる俸給日額を定めることができる。



附則別表第1 参事官等新旧俸給月額切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
15,000	16,800	6	25,100	27,100	9	41,800	44,200	3
15,500	16,800		26,000	27,100		43,400	46,200	6
16,100	17,400	6	26,900	28,500	3	45,100	48,200	6
16,700	17,400		27,800	29,900	6	46,900	50,500	9
17,300	18,500	6	28,800	31,300	9	48,700	50,500	
17,900	19,600	9	29,800	31,300		50,500	53,000	3
18,600	19,600		31,000	32,900	3	52,300	55,500	6
19,400	20,800	3	32,200	34,500	6	54,100	58,000	9
20,200	22,000	6	33,500	36,400	9	55,900	58,000	3
21,000	23,200	9	34,800	36,400		57,700	60,500	
21,800	23,200	3	36,100	38,300	3	59,500	63,000	
22,600	24,400	9	37,400	40,200	6	61,500	63,000	
23,400	24,400		38,700	42,200	9	63,200	65,500	
24,200	25,700	6	40,200	42,200				

附則別表第2 自衛官新旧俸給日額切替表

## イ 幹部自衛官

旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間
535	595	6	960	1,020	3	1,860	1,950	3
555	595		1,000	1,080	6	1,940	2,040	6
575	640	6	1,040	1,140	9	2,020	2,130	9
595	640		1,080	1,140		2,100	2,130	3
615	670	6	1,130	1,210	3	2,180	2,220	
640	700	9	1,180	1,280	6	2,260	2,320	
665	700		1,230	1,350	9	2,340	2,420	
690	730	3	1,280	1,350		2,420	2,540	
715	770	6	1,330	1,420	3			
740	820	9	1,390	1,490	6			
770	820	3	1,450	1,580	9			
800	870	9	1,510	1,580				
830	870		1,580	1,650	6			
860	920	6	1,650	1,720	6			
890	970	9	1,720	1,790	6			
920	970		1,790	1,860	9			

## 陸曹等

第一部

内閣委員会議録第八号

昭和三十二年三月十二日

【参議院】

旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間
180	190	月	285	315	月 6	515	540	月
185	190		295	315		540	580	6
190	200		305	360	9	565	625	9
195	200		315	360	6	590	625	
200	210		330	360		615	670	3
205	210		345	390	6	640	715	9
210	225		360	390		665	715	6
215	225		375	420	6	690	760	9
225	245		390	420		715	760	3
235	265	6	405	460	9	740	805	9
245	265		420	460	6	770	805	
255	290	9	440	460		800	850	6
265	290	6	465	500	6			
275	290		490	500				

昭和三十二年三月十六日印刷

昭和三十二年三月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局